

高槻市就職困難者就労支援計画

令和3年3月 策定
令和5年8月一部改訂



高 槻 市

目 次

序章 就職困難者就労支援計画について	1
1. 計画の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 言葉の定義	3
第1章 就労に関する現状	4
1. 雇用・就労を取り巻く環境	4
2. 本市における雇用・就労の状況	9
3. 就職困難者を取り巻く状況	11
第2章 就労支援に関する施策の現状	14
1. 就職困難者に関する各種計画等の概要	14
2. 就労支援施策・事業の概況	22
第3章 就労支援事業の基本的な考え方	24
1. 計画の基本理念	24
2. 推進体制と役割	24
第4章 就労支援事業メニュー	29
1. 「雇用・就労」を地域や関係機関が一体となって支える	29
2. 「雇用・就労」を実現する・させるための能力向上	30
3. 「雇用・就労」の機会・場の確保・創出	30
4. 「雇用・就労」者の定着支援	31
第5章 就労支援事業の推進にあたって	32

序章 就職困難者就労支援計画について

1. 計画の趣旨

近年のわが国における雇用・就労に関する情勢は、景気の緩やかな回復にともない、全国の有効求人倍率が高水準となるなど着実に改善してきましたが、米中貿易摩擦や度重なる災害等により不安定な方向へ転換し始めています。また、人口減少と少子高齢化の進行、価値観やライフスタイルの多様化による雇用のミスマッチなど、労働力需給の構造的な問題が深刻化しています。加えて令和2年春から、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、休業要請やステイホームによる経済の急激な落ち込みが雇用情勢に打撃を与え、国などから支援策が次々と打ち出されてはいるものの、失業者や企業の倒産が徐々に増加しており、所謂「新しい生活様式」の中での企業活動は依然として厳しい状況です。

国の雇用施策の分野では、平成27年に、各種福祉制度の狭間にあり、経済的・社会的問題により生活を維持できない生活困窮者への支援を目的に「生活困窮者自立支援法」が施行されるとともに、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行され、就職差別を含む様々な人権問題についての理解が企業等に求められています。また、概ね1993年～2004年に学校卒業期を迎えた世代を指す「就職氷河期世代」への支援が本格化し、当該世代の就職や正社員化、多様な社会参加の実現につなげる取組が始まりました。さらに、令和元年4月1日から「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」が順次施行され、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得、同一労働同一賃金などの実施により、働き手を増やし、一億総活躍社会をつくる取組が進められています。加えて令和2年4月には、官民間問わず、障がい者が働きやすい環境を作り、全ての労働者にとっても働きやすい場を作ることを目指し「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正されました。

大阪府では、府民一人ひとりが自立した生活を実現するため、行政・地域等が一体となり、就労に際して様々な問題を有する人々を支援する取組として、平成14年度から「地域就労支援事業」が実施されるとともに、「就職氷河期世代」を支援するためのプラットフォームが設置され、当該世代の活躍促進を図っています。

就労は、あらゆる人びとが、自らの意志に基づき、自己実現・自己生活の一つの手段として取り組むものであり、基本的人権を確立する要因の一つであります。しかしながら障がい者やひとり親家庭の親などには、就労に関する様々な問題があり、働くことを希望しながらもその機会が確保されず、自立生活を実現できない人々（以下、「就職困難者」という。）もいます。

本市においても、不安定な社会経済情勢の中で、就職困難者の就労を阻害する様々な

要因の解消・軽減に向け、国や大阪府とともにこれまで以上に様々な施策を講じていく必要があります。本計画の改訂を通じて、就職困難者が生きがいや生活に必要な糧を得ることのできる「雇用・就労」を実現できる社会を目指し、地域社会や関係機関等との連携を図りながら、就労支援に関わる多様な事業を展開してまいります。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「第6次高槻市総合計画」のもと、「地方自治法」や「労働施策総合推進法」等の内容を踏まえ、本市における就労支援の方向性を具体的に示したものです。

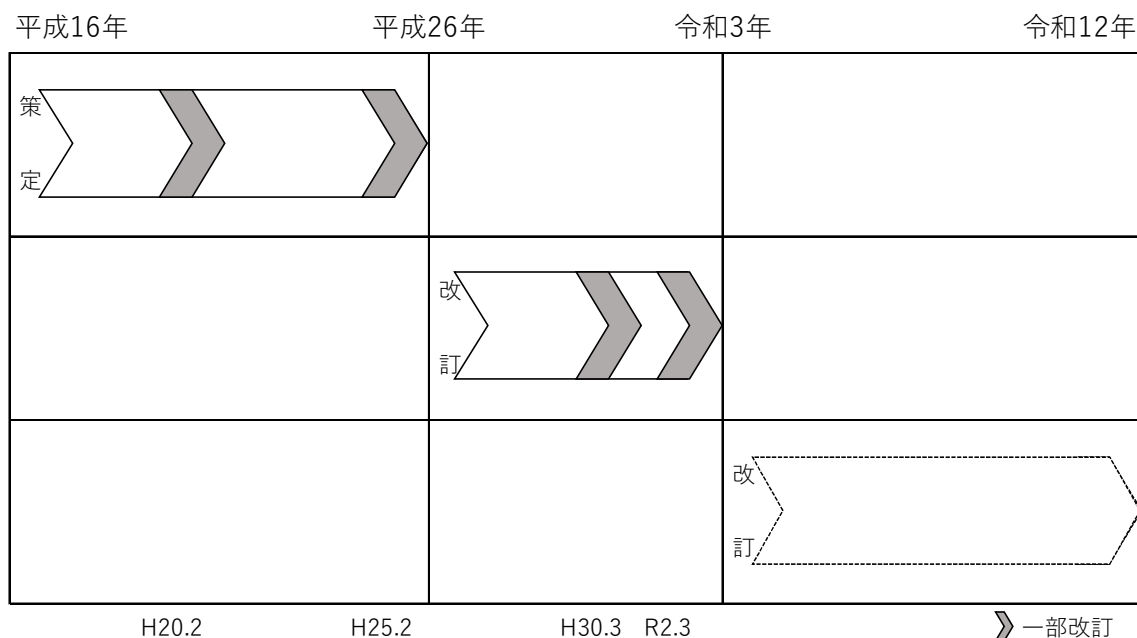
また、「第2次高槻市障がい者基本計画」「第二次高槻市子ども・子育て支援事業計画」「第四次高槻市ひとり親家庭等自立促進計画」との整合性を図りながら、その実現を図っていくものです。

3. 計画の期間

この計画は、「第6次高槻市総合計画」との整合性を保つため、令和3年度を基準年次、期間10ヵ年、令和12年度を目標年次とします。

また、計画を実施していく過程において、社会経済情勢や雇用環境を取り巻く状況の変化により、新たな施策への対応や計画事業の見直しが必要となった場合には、柔軟対応していくものとします。

〈これまでの経緯〉



4. 言葉の定義

本計画では、次のように言葉を定義します。

- 雇用……………労働基準法の適用される事業所または事務所において使用され、使用に対する報酬として最低賃金法に定める賃金を支払われることを内容とする労働者と使用者との労務供給契約関係をいう。
- 就労……………「雇用・就労」の場合の「就労」とは、「雇用」を除き、賃金を得ることを目的とする・しないにかかわらず、仕事に従事することをいう。また、「就労」を単独で用いる場合には、「雇用」を含め仕事に従事すること全般を意味する。
- 就業……………「就労」の中で、賃金を得ることを目的に長時間仕事に従事することをいう。
- 就職困難者……働く能力・意欲がありながら、年齢、身体・知的・精神の障がい及び家族構成並びに出身地などにより、就労を妨げる様々な阻害要因を有するため、雇用・就労を実現できていない者をいう。

第1章 就労に関する現状

1. 雇用・就労を取り巻く環境

(1) 産業構造

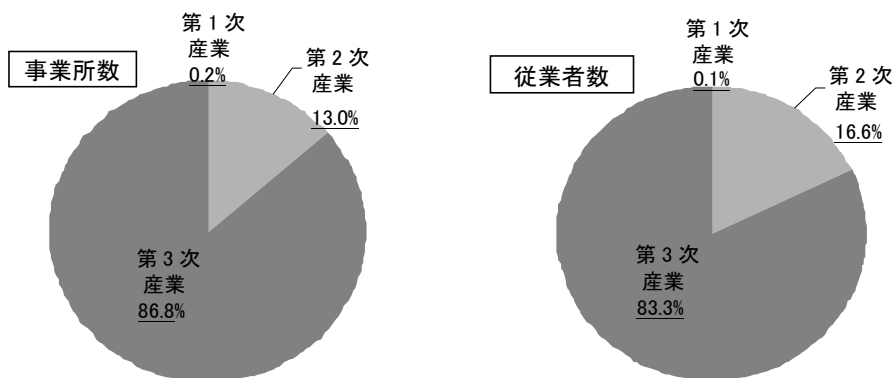
○事業所・従業者の状況

令和3年の全事業所数は9,224事業所、従業員者数は10万438人であり、これを産業別にみると、第3次産業（サービス産業）が事業所数の86.8%（8,003事業所）、従業者数の83.3%（88,665人）を占めています。本市では、産業のサービス化やソフト化が進んでいることがうかがえます。

表 産業別（大分類）事業所数と従業者数（民営）

産業（大分類）	令和3年				
	事業所数 (ヶ所)	(構成比)	従業員数 (人)	(構成比)	1事業所あたり 従業者数(人)
総数	9,224	100%	106,438	100%	12
第1次産業	21	0.2%	150	0.1%	7
農林漁業	21	0.2%	150	0.1%	7
第2次産業	1,200	13.0%	17,623	16.6%	15
鉱業、砕石業、砂利採取業	2	0.0%	69	0.1%	35
建設業	797	8.6%	5,270	5.0%	7
製造業	401	4.3%	12,284	11.5%	31
第3次産業	8,003	86.8%	88,665	83.3%	11
電気・ガス・熱供給・水道業	10	0.1%	209	0.2%	21
情報通信業	64	0.7%	1,060	1.0%	17
運輸業、郵便業	257	2.8%	7,865	7.4%	31
卸売業、小売業	2,036	22.1%	21,734	20.4%	11
金融業、保険業	113	1.2%	1,543	1.4%	14
不動産業、物品賃貸業	848	9.2%	3,060	2.9%	4
学術研究、専門・技術サービス業	376	4.1%	2,264	2.1%	6
宿泊業、飲食サービス業	1,090	11.8%	9,736	9.1%	9
生活関連サービス業、娯楽業	946	10.3%	4,065	3.8%	4
教育、学習支援業	412	4.5%	4,991	4.7%	12
医療、福祉	1,252	13.6%	24,831	23.3%	20
複合サービス業	58	0.6%	962	0.9%	17
サービス業(他に分類されないもの)	541	5.9%	6,345	6.0%	12

図表 産業3区別事業所・従業者数構成比



資料：経済センサス<基礎調査>（令和3年）

注：構成比は少数代2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%にならない。

業種別に見ると、事業所数では「卸売業、小売業（構成比 22.1%）」が全体の約5分の1を占め、次いで「医療、福祉（同 13.6%）」、以下「宿泊業、飲食サービス業（同 11.8%）」、「生活関連サービス業、娯楽業（同 10.3%）」「不動産業、物品賃貸業（同 9.2%）」となっています。

従業者数は「医療、福祉（同 23.3%）」が最も多く、全体の約4分の1を占め、次いで「卸売業、小売業（同 20.4%）」、「製造業（同 11.5%）」、「宿泊業、飲食サービス業（同 9.1%）」、「運輸業、郵便業（同 7.4%）」となっています。

これによると、本市の産業で最も集積があるのは「卸売業、小売業」であるといえます。さらに、「宿泊業、飲食サービス業」が、事業所数で第3位、従業者数で第4位にあり、観光客など交流人口の受け入れにつながる業種にも一定の集積があると考えられます。

表 産業分類別事業所数・従業者数における上位5業種

事業所数（事業所）		従業者数（人）	
業種	事業所数（構成比）	業種	従業者数（構成比）
卸売業、小売業	2,036 (22.1%)	医療、福祉	24,831 (23.3%)
医療、福祉	1,252 (13.6%)	卸売業、小売業	21,734 (20.4%)
宿泊業、飲食サービス業	1,090 (11.8%)	製造業	12,284 (11.5%)
生活関連サービス業、娯楽業	946 (10.3%)	宿泊業、飲食サービス業	9,736 (9.1%)
不動産業、物品賃貸業	848 (9.2%)	運輸業、郵便業	7,865 (7.4%)

資料：経済センサス<活動調査>（令和3年） 注：産業大分類のうち、事業所数、従業者数の上位5業種を抜粋

一方、「製造業」は事業所数では、上位5業種に入っていませんが、従業者数で見ると、「医療、福祉」の24,831人、「卸売業、小売業」の21,734人に次いで、3位となる12,284人となっています。このことから、「製造業」の雇用面で果たす役割は大きなものであると考えられます。

○新設事業所数・廃業事業所数

本市の新設事業所数・廃業事業所数の推移は、令和元年から新設事業所数が廃業事業所数を上回っています。

表 新設事業所数・廃業事業所数の推移

	地域区分	平成 26 年	平成 28 年	令和元年	令和 3 年
事業所数	高槻市	9,680	9,320	11,803	10,877
	大阪府	413,110	392,940	513,797	469,446
存続	高槻市	8,025	8,487	9,530	7,122
	大阪府	342,872	351,939	385,986	285,005
新設事業所数	高槻市	1,655	833	2,273	3,755
	大阪府	70,238	41,001	127,811	184,441
廃業事業所数	高槻市	1,561	1,395	1,115	2,834
	大阪府	75,270	67,836	67,517	137,563

資料：経済センサス <基礎調査>（平成 26 年、令和元年）・<活動調査>（平成 24 年、平成 28 年、令和 3 年）

(2) 工業

○製造業の事業所数・従業者数の推移

市内の製造業は、令和元年で 185 事業所、従業者数 9,798 人となっています。事業所数は、平成 15 年から令和元年までの 16 年間で 110 事業所が減少し、同様に、従業者数も平成 15 年から令和元年までの 16 年間で 4,461 人の減少となっています。

表 製造業の事業所数・従業者数の推移

	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
事業所数	295	272	217	185	182	185
従業者数 (人)	14,259	12,445	10,718	9,890	9,944	9,798

資料：工業統計調査（平成 16 年、平成 21 年、平成 26 年、平成 30 年、令和元年、令和 2 年） 注：従業者 4 人以上の事業所

○製造品出荷額等の推移

本市の卸売業、小売業の製造品出荷額等の平成 27 年から令和元年までの推移は、平成 28 年から増加に転じ、令和元年では減少しています。

表 製造品出荷額等

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
出荷額（百万円）	374,618	395,018	437,265	448,004	437,970

資料：経済センサス<活動調査>（平成 28 年）、工業統計調査（平成 29 年、平成 30 年、令和元年、令和 2 年）

（3）商業

○商店数・従業者数の推移（卸売・小売業）

本市の商店数は、卸売業・小売業とも減少傾向が続き、平成 26 年には、卸売・小売業の総数は 1,583 店と最も少なくなり、平成 28 年に増加した後、令和 3 年には再び減少しています。また、従業者数も同様に、減少傾向が続き、平成 26 年には、卸売・小売業の総数は 16,932 人と最も少なくなっています。

表 商店数の推移（卸売・小売業）（単位：事業所数）

	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 26 年	平成 28 年	令和 3 年
卸売業	470	334	296	235	260	252
小売業	2,255	2,223	2,037	1,348	1,465	1,422
総数	2,725	2,557	2,333	1,583	1,725	1,674

資料：商業統計調査（平成 14 年～平成 26 年）、経済センサス<活動調査>（平成 28 年、令和 3 年）

表 従業者数の推移（卸売・小売業）（単位：人）

	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 26 年	平成 28 年	令和 3 年
卸売業	4,115	3,380	2,708	2,622	2,896	2,788
小売業	19,248	18,254	17,332	14,310	15,392	15,092
総数	23,363	21,634	20,040	16,932	18,288	17,880

資料：商業統計調査（平成 14 年～平成 26 年）、経済センサス<活動調査>（平成 28 年、令和 3 年）

○年間商品販売額の推移

本市の卸売業・小売業の年間商品販売額の平成 18 年から令和 2 年までの推移は、平成 25 年から増加に転じています。

表 卸売業・小売業の年間商品販売額（単位：百万円）

	平成 18 年	平成 23 年	平成 25 年	平成 27 年	令和 2 年
販売額	521,316	502,316	515,895	555,036	589,427

資料：経済センサス<活動調査>（平成 24 年、平成 28 年、令和 3 年）、商業統計調査（平成 19 年、平成 26 年）

(4) サービス業

○事業所数・従業者数の推移

本市のサービス業は、事業所数・従業者数とも平成13年以降は減少傾向が続き、平成28年に増加した後、令和3年には再び減少しています。

表 サービス業の事業所数・従業者数の推移

	平成13年	平成18年	平成21年	平成26年	平成28年	令和3年
事業所数	3,472	3,342	3,097	2,994	3,113	3,011
従業者数(人)	33,708	23,767	23,463	22,420	24,022	23,372

資料：事業所・企業統計調査（平成13年～平成18年）、経済センサス〈基礎調査〉（平成21年、平成26年）・〈活動調査（平成28年、令和3年）

注：平成18年からの数値は産業（大分類）の「0 教育、学習支援業」「P 医療、福祉」を除いた数値

2. 本市における雇用・就労の状況

(1) 市民の人口推移

高槻市の統計によると、令和3年の本市の総人口は349,941人であり、近年の人口は減少していることが伺えます。

更に、わが国全体が少子高齢化・人口減少社会に入中、本市においても65歳以上の高齢者人口は増加しており、これに伴う都市活力の低下が懸念されるどころです。

(単位：人)

	平成26年			令和2年			令和3年		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
15歳未満	46,927 13.2%	23,956 14.0%	22,971 12.4%	43,430 12.4%	22,181 13.2%	21,249 11.6%	42,754 12.2%	21,906 13.1%	20,848 11.4%
15～64歳	213,058 59.9%	104,624 61.3%	108,434 58.6%	204,974 58.4%	101,652 60.5%	103,322 56.4%	204,490 58.4%	101,352 60.6%	103,138 56.4%
65歳以上	95,530 26.9%	42,045 24.6%	53,485 28.9%	102,678 29.2%	44,055 26.2%	58,623 32.0%	102,697 29.3%	43,915 26.3%	58,782 32.2%
総数	355,515 100.0%	170,625 100.0%	184,890 100.0%	351,082 100.0%	167,888 100.0%	183,194 100.0%	349,941 100.0%	167,173 100.0%	182,768 100.0%

資料：高槻市統計書（平成26年～令和3年）

(2) 就労状況の動向

本市の労働力人口については、高齢化の影響もあり、年々減少傾向となっています。就業者総数についても平成12年の166,103人をピークにその後は減少傾向にあります。

(単位：人)

	平成12年	平成22年	平成27年	令和2年
人口総数	357,438	357,359	351,829	352,698
労働力人口	176,323	164,686	157,548	153,103
就業者総数	166,103	153,335	150,214	146,834
完全失業者 (完全失業者率)	10,220 (5.8%)	11,351 (6.9%)	7,334 (4.7%)	6,269 (4.1%)

資料：国勢調査（平成12年～令和2年）

(3) 年齢・性別の完全失業率

令和2年の年齢別・性別の完全失業者率をみると、男性では65～69歳が3.5%で最も高く、次いで、20～24歳が3.1%となっており、高齢層とともに若年層の就業の難しさが伺えます。また、女性については、20～24歳と25～29歳が2.5%で最も高くなっています。

(単位：人)

	総数		男性		女性		完全失業率		
	労働力人口	完全失業者	労働力人口	完全失業者	労働力人口	完全失業者	総数	男性	女性
総数(年齢)	153,103	6,269	83,121	3,821	69,982	2,448	4.1%	2.5%	1.6%
15～19歳	2,438	103	1,157	52	1,281	51	4.2%	2.1%	2.1%
20～24歳	9,810	556	4,634	307	5,176	249	5.7%	3.1%	2.5%
25～29歳	11,484	595	5,820	306	5,664	289	5.2%	2.7%	2.5%
30～34歳	11,967	557	6,574	315	5,393	242	4.7%	2.6%	2.0%
35～39歳	13,855	554	7,659	357	6,196	197	4.0%	2.6%	1.4%
40～44歳	16,943	662	9,067	395	7,876	267	3.9%	2.3%	1.6%
45～49歳	21,761	846	11,557	519	10,204	327	3.9%	2.4%	1.5%
50～54歳	18,714	636	9,984	358	8,730	278	3.4%	1.9%	1.5%
55～59歳	15,014	550	8,152	327	6,862	223	3.7%	2.2%	1.5%
60～64歳	11,566	527	6,661	358	4,905	169	4.6%	3.1%	1.5%
65～69歳	8,394	385	5,002	294	3,392	91	4.6%	3.5%	1.1%
70歳以上	11,157	298	6,854	233	4,303	65	2.7%	2.1%	0.6%
15～39歳	49,554	2,365	25,844	1,337	23,710	1,028	4.8%	2.7%	2.1%
40～49歳	38,704	1,508	20,624	914	18,080	594	3.9%	2.4%	1.5%
50～64歳	45,294	1,713	24,797	1,043	20,497	670	3.8%	2.3%	1.5%
15～64歳	133,552	5,586	71,265	3,294	62,287	2,292	4.2%	2.5%	1.7%
65歳以上	19,551	683	11,856	527	7,695	156	3.5%	2.7%	0.8%

資料：国勢調査（令和2年）

3. 就職困難者を取り巻く状況

(1) 障がい者

本市における令和4年度末の身体障がい者手帳の所持者数は12,995人で近年横ばいで推移しています。障がい部位別では肢体不自由が7,113人で全体の54.7%を占めています。また、療育手帳の所持者数は3,885人で、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は4,283人といずれも同様に増加傾向にあります。

① 身体障がい者（身体障がい者手帳所持者数）（単位：人 各年度末日現在）

年度 区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
肢体不自由	7,163	7,095	7,136	7,143	7,113
視覚障害	855	887	888	896	871
聴覚平衡機能	918	906	917	920	938
音声言語機能	178	174	183	190	182
内部障害	3,745	3,793	3,842	3,927	3,891
合計	12,859	12,855	12,966	13,076	12,995

資料：健康福祉部障がい福祉課

② 知的障がい者（療育手帳所持者数）（単位：人 各年度末日現在）

年度 区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A（重度）	1,453	1,466	1,486	1,519	1,538
B1（中度）	759	800	816	830	849
B2（軽度）	1,128	1,215	1,294	1,389	1,498
合計	3,340	3,481	3,596	3,738	3,885

資料：健康福祉部障がい福祉課

③ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者数）（単位：人 各年度末日現在）

年度 区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	312	309	312	330	305
2級	1,982	2,086	2,129	2,266	2,224
3級	1,174	1,362	1,397	1,662	1,754
合計	3,468	3,757	3,838	4,258	4,283

資料：健康福祉部障がい福祉課

(2) ひとり親家庭の状況

本市におけるひとり親世帯は、母子世帯では、平成12年から令和2年までの20年間で1,689世帯から406世帯(24.0%増)増加しているものの、平成22年からは減少しています。

また、父子世帯も調査毎に増えており、平成12年から令和2年の20年間で243世帯から40世帯(16.5%増)増加しているものの、平成22年からは減少しています。

(単位：世帯)

	全世帯		母子世帯		父子世帯	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
平成12年	132,305	100.00%	1,689	1.28%	243	0.18%
平成17年	136,747	100.00%	2,145	1.57%	269	0.20%
平成22年	145,305	100.00%	2,813	1.94%	390	0.27%
平成27年	147,900	100.00%	2,663	1.80%	336	0.23%
令和2年	152,637	100.00%	2,095	1.37%	283	0.19%

資料：国勢調査

(3) 生活保護世帯・人員数

本市における生活保護世帯は、令和4年度末現在で4,303世帯、5,651人となっており、保護世帯数は横ばい、人員数は減少傾向にあります。

(単位：世帯・人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保護世帯数	4,243	4,259	4,303	4,335	4,303
人員	5,963	5,823	5,790	5,765	5,651

資料：健康福祉部生活福祉支援課

注：停止世帯分は除く

(4) 生活困窮者自立支援事業の状況

平成 27 年度に本格実施した生活困窮者自立支援制度では、生活困窮者が早期に困窮状態から脱却するために、支援プランを作成し、自立に向けた支援を行っています。

①相談件数等の状況

(単位：件)

年 度	新規相談	支援プラン策定	プラン終結
平成 30 年度	708	132	97
令和元年度	746	147	123
令和 2 年度	2,666	188	146
令和 3 年度	2,760	223	171
令和 4 年度	1,203	188	161

資料：健康福祉部福祉相談支援課

②プラン終結の内訳

(単位：件)

年 度	就労等自立	他機関での支援に移行	生活保護	中止	その他	合計
平成 30 年度	62	7	17	11	0	97
令和元年度	83	3	17	20	0	123
令和 2 年度	93	9	14	30	0	146
令和 3 年度	109	7	24	25	6	171
令和 4 年度	101	4	28	26	2	161

資料：健康福祉部福祉相談支援課

第2章 就労支援に関する施策の現状

1. 就職困難者に関する各種計画等の概要

本市における、雇用・就労に関する就労支援施策・事業などを整理すると、次の4つの計画が挙げられます。

(1) 第6次高槻市総合計画（抜粋）

施策体系番号	5-4
名称	商工業の振興と雇用・就労の促進

目標（めざす姿）

魅力的な商業・サービス業が活発に展開され、多くの来街者が訪れるとともに、新たな価値を創造する企業などが立地し、地域経済がより一層活性化したまちを目指します。

現状・課題

2 雇用・就労の促進については、就職困難者の雇用・就労の促進を図るため、市内の横断的な連携による効果的な就労支援体制の継続・強化に取り組むとともに、女性から中高年まで全ての求職者にきめ細かな就労支援を行えるようハローワーク茨木との協力体制をより強化する必要があります。

また、中小企業からの「就職面接会」へのニーズは強いため、参加企業の情報をより強く発信するなど、雇用のミスマッチの低減を目指した取組が必要となっています。

さらに、労働条件や職場環境をめぐる法的問題については、社会的関心が高まっており、より一層ニーズに合った啓発を行う必要があります。

施策の方向

9 地域の実情に応じた雇用・就労の促進

就職困難者を始めとする市民の雇用・就労の促進に向けた、様々な就労支援や定着支援などの取組を実施します。

10 雇用・就労の機会・場の創出

大阪府を始めハローワーク茨木・高槻商工会議所・金融機関等と連携して、雇用・就労の機会や場の創出に取り組むとともに、事業支援を通じて魅力ある雇用・就労の創出に取り組みます。

11 働きやすい職場環境の推進

大阪労働局や高槻商工会議所と連携し、職場の課題を解決する取組を始め、企業へのコンプライアンスに関する啓発などを実施します。

主な本市の関連計画

計画名称
産業・観光振興ビジョン、中心市街地活性化基本計画、創業支援等事業計画、就職困難者就労支援計画

指標と目標値

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
労働福祉啓発事業の参加者数	470 人 (平成 30 年度)	500 人

(2) 第2次高槻市障がい者基本計画（令和3年3月）（抜粋）

①一般就労・障がい者雇用の推進

より多くの障がい者が、労働によって経済的に自立するとともに、意欲や適性、能力に応じた働き方を選択し、自信や生きがいをもって働き続けることができるよう、引き続き、一般就労への移行等に向けた取組を実施します。

企業と一緒に働く人の理解促進や雇用環境の整備などの雇用促進を図るとともに、就労後の職場でのサポートや評価、働く障がい者と職場のミスマッチの解消など、就労定着、離職の防止に取り組みます。

【主な取組事業】

取組・事業【担当課】	内 容
就労移行支援 【障がい福祉課】	就労を希望する障がい者で、一般の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談などの支援を行います。
就労定着支援 【障がい福祉課】	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

<p>民間企業の障がい者雇用の促進 【産業振興課】</p>	<p>高槻地区人権推進員企業連絡会に加盟している事業主等を対象に講演会を行い、障がい者雇用に対する理解と認識を高めるとともに、企業等に対する周知、啓発に努めます。また障がい者合同就職面接相談会を開催し、障がい者の就職活動の機会を拡げます。</p>
<p>市・市関係機関における職域開発等の検討 【人事課】 ※令和3年4月1日より、人事企画室へ名称変更しています</p>	<p>障がい者雇用の拡大のために、障がい者活躍推進計画を踏まえ、その職域、職種、業務内容、雇用形態、就業環境の整備について多方面から調査・研究を進めながら、市における雇用率3.0%を目標に、障がい者を対象とした採用試験を実施します。 また、障がい者雇用の促進を図るため、市全体で雇用の場の拡大を図ります。</p>
<p>障がい者就業・生活支援センターとの連携 【産業振興課】</p>	<p>高槻市障がい者就業・生活支援センターと連携して、「障がい者合同就職面接相談会」を実施し、障がい者の就労支援を行います。</p>
<p>障がい者雇用奨励金制度 【産業振興課】</p>	<p>障がい者を雇用する事業主に対して奨励金を支給し、障がい者の雇用の安定を図ります。</p>
<p>障がい者就労雇用問題懇談会 【産業振興課】</p>	<p>ハローワーク茨木、高槻商工会議所、高槻市障害児者団体連絡協議会、高槻市障がい者就業・生活支援センター、高槻事業所連絡会、行政各担当者からなる懇談会を開き、障がい者の就労・雇用問題について、情報・意見等の交換を行います。また、自立支援協議会とも連携を図っていきます。</p>
<p>障がい者雇用相談 【産業振興課】</p>	<p>障がい者及び障がい者を雇用する事業主等を対象に、雇用就労に関する様々な問題について、専門的知識を有する相談員による指導・助言を行い、問題の解決を図ります。</p>
<p>生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援 【福祉相談支援課】</p>	<p>仕事・健康・人間関係などさまざまな問題で生活に困っている方に対して、相談支援員や就労支援員が各種関係機関と連携しながら課題解決に向けてのサポートを行います。</p>

②福祉的就労機会の確保

障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達拡大や新たな作業分野の開拓を推進するとともに、これを契機に、就労継続支援事業所がより魅力あるものとなるよう、民間企業等からも受注が見込める物品や役務の開拓、受注能力の向上を図ります。

福祉的就労の場における工賃向上に向け、事業所の生産活動や販売機会の拡大を支援します。

【主な取組事業】

<p>就労継続支援（A型） 【障がい福祉課】</p>	<p>就労を希望する障がい者で、一般の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である人に対して、雇用契約の締結等により、就労機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練及び支援を行います。</p>
<p>就労継続支援（B型） 【障がい福祉課】</p>	<p>就労を希望する障がい者で、一般の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である人に対して、就労機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練及び支援を行います。</p>
<p>障害者優先調達推進法に基づく取組 【障がい福祉課】</p>	<p>「たかつき授産事業共同受注ネットワーク」の活用等により障がい者就労施設等からの物品等の調達拡大を図るとともに、新たな作業分野の開拓を進めます。なお、調達の方針や目標額、実績は、毎年公表を行います。</p>
<p>障がい者庁内職場実習 【障がい福祉課】</p>	<p>「働きたい」と希望している障がい児者に対し、市役所で実習を行い、仕事への適性等を見極める機会を提供することにより、自信の向上や就労意欲の高揚を図ります。また、様々な職場での受け入れを行うことにより、市職員の障がいに対する理解の促進を図ります。</p>
<p>総合評価方式入札制度の推進 【契約検査課】 【障がい福祉課】</p>	<p>障がい者雇用を含めた「福祉への配慮」等、公共性を重視した業務委託における総合評価方式の入札制度について、今後も実施を促していきます。</p>

(3) 第二次高槻市子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月）（抜粋）

●地域子ども・子育て支援事業

市が地域の実情に応じ、子ども・子育て支援法第59条に基づき、子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

【主な取組事業】

取組・事業【担当課】	内 容
時間外保育事業（延長保育事業） 【保育幼稚園事業課】	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。
放課後児童健全育成事業 【子ども育成課】	保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。
子育て短期支援事業 【子育て総合支援センター】	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育及び保護を行う事業です。
一時預かり事業 【保育幼稚園総務課】 【保育幼稚園事業課】 【子育て総合支援センター】	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点、その他の場所において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。
病児保育事業 【保育幼稚園総務課】 【保育幼稚園事業課】	保育を必要とする乳幼児等であって、疾病にかかっている者について、保育所、認定こども園、病院、診療所等に付設された専用スペースで一時的に預かる保育事業です。
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業） 【子育て総合支援センター】	小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

●仕事と子育ての両立支援の推進

①ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

男女を問わずすべての人が仕事と生活のバランスが取れ、子育てしながら働きやすい環境づくりを推進するために、市民や事業所に向け、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及啓発に取り組みます。

【主な取組事業】

取組・事業【担当課】	内 容
働き方の見直しの啓発、情報提供 【人権・男女共同参画課】 【産業振興課】	子育てがしやすい職場環境の推進に向け、啓発や情報提供を行います。
父親の子育て参加の啓発 【子育て総合支援センター】	子育て総合支援センターやつどいの広場等で、父親の子育て参加に関する啓発のための講習会等を開催します。

② 仕事と子育ての両立支援のための基盤整備

仕事と子育ての両立のため、保育所等の待機児童の解消に取り組むとともに、多様な働き方に対応したきめ細かな保育サービスの提供に努めます。

【主な取組事業】

取組・事業【担当課】	内 容
待機児童解消 (保育所等) 【保育幼稚園総務課】 【保育幼稚園事業課】	計画に基づき、必要な基盤整備を行っていきます。また、保育士の就職支援や相談などを行う「保育士・保育所支援センター」を実施し、保育所や認定こども園における安定的な人材確保を図ります。
休日保育事業 【保育幼稚園総務課】 【保育幼稚園事業課】	就労形態が多様化している中で、日曜日・祝日等の保育ニーズに対応するため、休日保育事業を実施します。
臨時保育室事業 【保育幼稚園総務課】 【保育幼稚園事業課】	保育の必要性が高いにもかかわらず、入所できない児童を臨時的に預かる事業です。市外からの転入や育児休業明けなどの保育需要に対応します。

●要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

②ひとり親家庭の自立支援の推進

高槻市ひとり親家庭等自立促進計画に基づき、就業支援をはじめ、経済的支援、相談や生活の支援等、様々な角度からの自立支援を推進します。

【主な取組事業】

取組・事業【担当課】	内 容
ひとり親家庭等への就業支援 【子ども育成課】	母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、母子家庭自立支援給付金事業等を実施し、就業支援を行います。

(4) 第四次高槻市ひとり親家庭等自立促進計画（令和5年3月）

① より良い就業に向けた能力開発等への支援

取組・事業【担当課】	内 容
母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施 【子ども育成課】	就業に関する専門的な知識や相談経験のある者による就業相談や就業支援講習会の実施、就業情報の提供等の一貫した就業支援サービスの充実を図り実施します。
自立支援教育訓練給付金事業の実施 【子ども育成課】	市長が指定する教育訓練講座を受講したひとり親家庭の親に対して、講座修了後に入学料及び受講料の一部を支給することで就業を支援します。
高等職業訓練促進給付金等事業の実施 【子ども育成課】	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために養成機関で修業し、就業及び育児と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減を目的として給付金を給付することで、安定した修業環境を提供します。
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施 【子ども育成課】	ひとり親家庭の親及びその児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の一部を支給することで学び直しを支援します。
母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施 【子ども育成課】	児童扶養手当受給者の状況やニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定します。これに基づきハローワークとの連携を図り、生活保護受給者等就労自立促進事業を活用しながら、きめ細かく継続的な自立・就業支援を実施することでひとり親家庭の自立を促進します。
技能習得期間中の生活資金貸付制度の活用 【子ども育成課】	公共職業能力開発施設等における技能習得期間中の生活保障のため、母子・父子・寡婦福祉資金（生活資金）の貸付けを実施することで、生活の安定を図ります。
ひとり親家庭等の状況に応じた就業支援（ハローワーク等との連携） 【子ども育成課】	母子・父子自立支援員を配置し、児童扶養手当の手続きを行う際等に、ハローワーク等と連携して、求人情報の提供や、就職・能力開発に関する相談等を行い、ひとり親家庭等の就業を支援します。

② 就業機会創出のための支援

取組・事業【担当課】	内 容
公共的施設におけるひとり親家庭等の雇用の促進 【子ども育成課】	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく、公共的施設におけるひとり親家庭等の雇用の促進します。
母子・父子福祉団体等への優先的な事業発注等の推進 【子ども育成課】	母子・父子福祉団体等への売店等の優先許可や市等の機関による清掃業務の委託等について優先的な事業発注を推進します。

③ 母子家庭の母等の雇用促進のための啓発、情報提供

取組・事業【担当課】	内 容
母子家庭の母等の雇用に関する啓発活動等・情報提供 【子ども育成課】	雇用主に対して母子家庭の母等の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母等の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進するとともに、国における就業促進に関する各種制度の紹介を行います。

④ 母子・父子福祉団体、NPO等に対する支援

取組・事業【担当課】	内 容
母子・父子福祉団体、NPO等に対する支援 【子ども育成課】	無料職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体やNPO等に対し、ハローワークや福祉人材センターと連携しつつ、求人情報の提供等を母子家庭等就業・自立支援センター事業を活用して実施します。
母子・父子福祉団体が行う事業に対する支援 【子ども育成課】	母子・父子福祉団体が、母子家庭の母等の福祉の増進を図るための事業(社会福祉事業、無料職業紹介事業、労働者派遣事業等)を行う場合について母子・父子・寡婦福祉資金貸付金制度を活用し、支援します。
母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への配慮 【子ども育成課】	母子・父子福祉団体等が、母子家庭の母等の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、地方自治体が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、適切な配慮を行います。

2. 就労支援施策・事業の概況

本市において取り組んでいる就労支援施策・事業を整理すると、次のようになります。

(1) 労政・労働基準事業【産業振興課】

労働相談事業

専門の相談員が、勤労者、経営者及び一般市民からのあらゆる労働問題の相談に応じ、適切な助言と指導を行う。

〔一般労働相談〕

- ◇と き 第1・3・5火曜日と毎週木曜日 午後1時～5時
第2・4火曜日（夜間労働相談） 午後5時～9時
- ◇ところ 高槻市立総合市民交流センター（クロスパル高槻）
5階 ワークサポートたかつき内
（夜間労働相談は4階 第5会議室）

相談の状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	104	108	111	134	107

〔紙上労働相談〕

「広報たかつき」に年2回掲載

(2) 障がい者雇用促進事業【産業振興課】

①障がい者雇用支援講演会の開催

障がい者の雇用の促進を図るため、働く場を直接提供できる事業主等に対し、毎年、啓発講演会を行います。

②高槻市障がい者就業・生活支援センターとの連携

就労を目指す障がいのある方が抱える課題に対して、「高槻市障がい者就業・生活支援センター」と連携して、支援を行います。

③障がい者雇用奨励金の支給

障がい者の雇用の促進と生活の安定を図るため、公共職業安定所の紹介で障がい者を雇用している従業員300人以下の事業主に対し、障がい者雇用奨励金を支給しています。

年度	障害の程度	支給金額	対象人数	対象事業所
平成30年度	重度障がい者	1人につき月額 50,000円	1人	1社
	重度障がい者以外の者	1人につき月額 35,000円	0人	
令和元年度	重度障がい者	1人につき月額 50,000円	2人	4社
	重度障がい者以外の者	1人につき月額 35,000円	4人	
令和2年度	重度障がい者	1人につき月額 50,000円	1人	5社
	重度障がい者以外の者	1人につき月額 35,000円	8人	
令和3年度	重度障がい者	1人につき月額 50,000円	3人	7社
	重度障がい者以外の者	1人につき月額 35,000円	12人	
令和4年度	重度障がい者	1人につき月額 50,000円	3人	6社
	重度障がい者以外の者	1人につき月額 35,000円	8人	

④障がい者雇用相談の実施

専門相談員が、市内在住の障がい者や事業主からの雇用・就労に関する相談に応じ、適切な助言と指示を行います。

相談の状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	23	25	11	11	11

第3章 就労支援事業の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

「雇用・就労」は、あらゆる人びとが自らの意思に基づき、自己実現・自己生活の一つの手段として取り組むべきものであり、人間らしい生き方の原点・基本となるものであり、基本的人権を確立する要因の一つであります。

雇用・就労は、収入という自立生活に不可欠な経済的基盤を築くことになり、そのことにより人生において主体的に自己決定・自己実現を図っていくことが可能になるものと考えられます。また、雇用・就労によって、社会の一員として参加・参画することになり、人と人とのつながりを築きあげることが可能になることが考えられます。

そして、雇用・就労を通じて仕事に関する達成感や働く意欲が醸成され、自己規律や自立心を高め、自分自身を鍛えあげていくことができるものです。

しかしながら人々の中には、様々な雇用・就労を妨げる要因を有するため、希望する雇用・就労を実現できるとは限らない状況にあります。

そこでこれらの人々の雇用・就労を妨げる要因・問題点の解消や軽減を図るとともに、働く意欲・希望のある者一人ひとりが、自らの意思に基づき、その能力や個性、技術・技能、経験などを生かして、自己実現の一つの手段として取り組み、生きがいや生活に必要な糧を得ることの出来る「雇用・就労」という基本的な権利を尊重することができる社会の実現をめざし、「就職困難者就労支援事業」を展開します。

そして本事業の展開により、働く意欲・希望のある人びとの雇用・就労を実現するとともに、地域の活力・活気を生み出し、地域経済の活性化を図ります。

2. 推進体制と役割

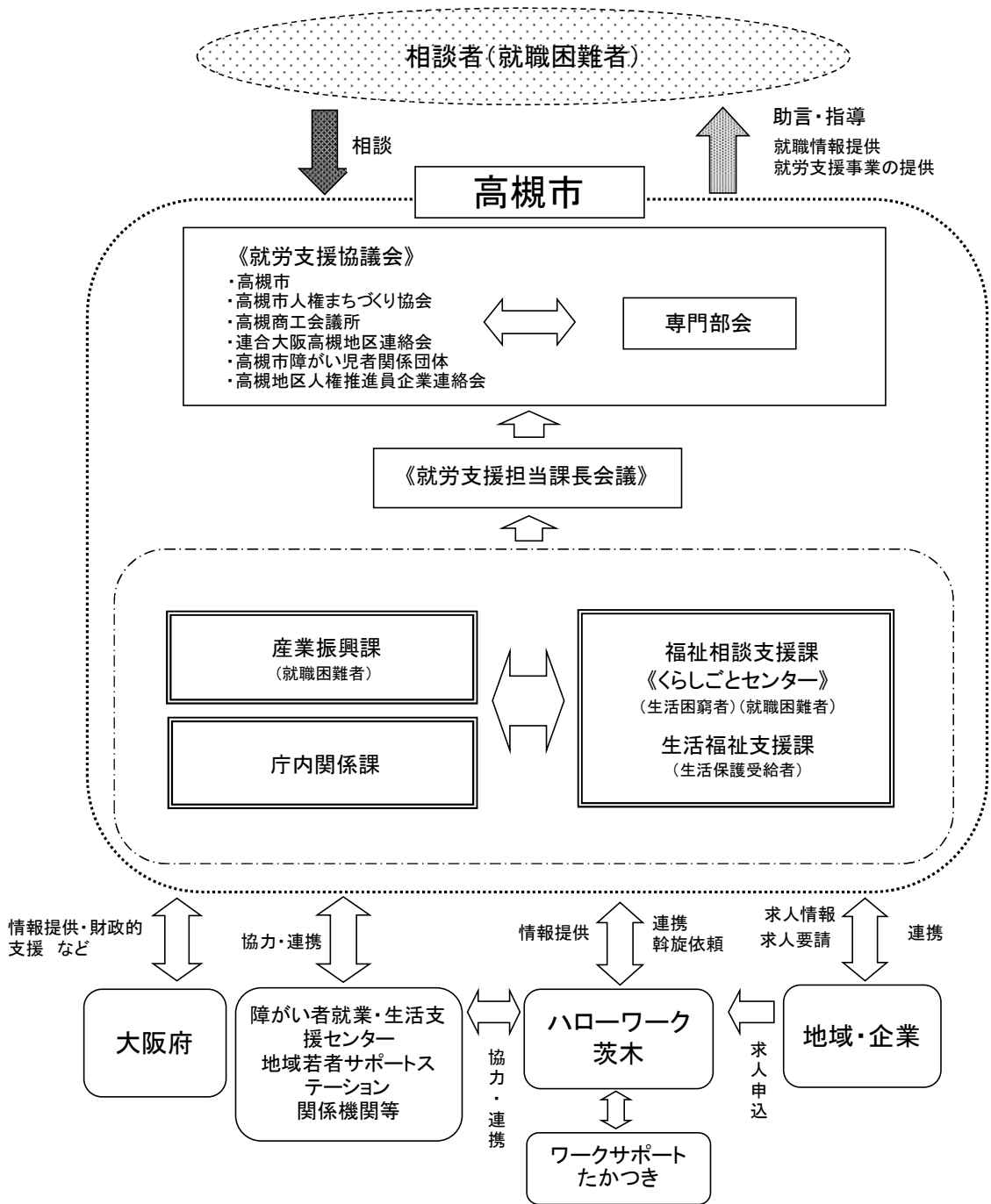
(1) 推進体制

本市の就労支援に関する施策との整合性を図り、国や大阪府、関係機関とともに連携し推進するために、次のような就労支援システム体制を構築します。

主に、福祉相談支援課のくらしごとセンターに配置する就労支援相談員（コーディネーター）が就職困難者からの相談に応じ、相談者一人ひとりに対応したきめ細かな指導・助言を行います。なお、経済面での課題がある場合には、同課の生活困窮者自立支援相談で支援を行います。

また、就労支援コーナーの設置とともに、職業能力開発講座の実施やハローワーク茨木、商工会議所、障がい者就業・生活支援センター、地域、企業と連携して求人情報の提供等、雇用・就労の支援を行います。

就労支援システム体制図



(2) 役割分担

《高槻市就労支援協議会》【産業振興課】

本市の関係部局の責任者をはじめ、就労に関わる諸機関と連携し、就労支援事業全般に関する課題解決や調整を行います。また就労支援事業全般の効果測定及び評価を行い、事業全体の検証、改善を図ります。

《就労支援担当課長会議》【産業振興課】

関係部局が所管する就労に関する情報や支援事業の連絡・調整を行うため、各部局の担当課長によって構成され、適宜開催されます。

《くらしごとセンター》【福祉相談支援課】

相談者からの雇用・就労に関する相談や求人・求職情報の提供の窓口であり、就労支援相談員(コーディネーター)の活動拠点となります。相談者の就労を阻害する問題点、要因等の解消・軽減を図り、一人ひとりの状況に応じた、就労支援に向けたきめ細やかな指導・助言を行います。

《高槻市ひきこもり等青少年庁内連絡会》【青少年課】

ひきこもり等の青少年への支援に取り組むため、支援に係る庁内関係課の取組等の連携や情報の共有を図るとともに、国・府等の施策の情報共有を行います。

《大阪府》

国などと連携し広域的なモデルとなる就労支援事業や施策の企画・立案及び情報提供に努めるとともに、事業目的の達成のため様々な施策の実施に努め、市町村において雇用行政が円滑に推進されるよう、協力・連携を図っていくことが必要であると考えます。

《障がい者就業・生活支援センター》

障がい者の雇用・就労に関して、就労支援相談員(コーディネーター)と情報交換等を行うなど就労支援について密接に連携が求められます。

《地域若者サポートステーション》

15歳から49歳までの若年層に向け、就労支援相談員(コーディネーター)と連携しながら、働く準備のための各種支援をきめ細やかに実施することが期待されています。

《ハローワーク茨木(茨木公共職業安定所)》

国は、従来から就職困難者の雇用の促進とその安定を図る目的から、様々な助成等を行っており、それらの制度を活用するとともに、公共職業安定所が蓄積している就職困難者の就労に関する情報の提供や、相談・指導に努め、本事業に対する指導・助言・協力が求められます。

《地域》

就労を阻害する様々な要因を有する人びとの雇用・就労に理解を示すとともに新たな地域事業起こしなどに協力していくことが期待されています。

《企業》

就職困難者は、日常的なつながりの強い人びとに支えられており、身近な圏域で雇用・就労することが現実的であると考えられることから、地域の企業は雇用・就労に関して積極的な支援・協力を努めるとともに、体験就労の受け入れなどに努めることが期待されています。

(3) 就労支援の各段階（ステージ）と機能

第1段階 相談・誘導

福祉相談支援課くらしごとセンターでは、就職困難者からの個別相談を受け付け、就労支援相談員（コーディネーター）が、相談者の就労を妨げる様々な問題点・要因等を整理します。なお、経済面での課題がある場合には、生活困窮者自立支援相談で支援を行います。

第2段階 情報提供

相談者の就労を妨げる様々な問題点・要因等を軽減・解消するための各種サービスや雇用・就労に関する様々な情報を提供します。

第3段階 サポートプランの策定

相談者一人ひとりの状況に応じたサポートプランを策定します。

第4段階 指導・助言

相談者がサポートプランに沿って課題解決を図り、就労するためのきめ細やかな助言・指導を行います。

第5段階 定着支援

相談者の就労後も、面談や電話連絡等により定着支援を行います。

第6段階 評価・検証

就労支援の評価及び検証を行います。

就職困難者就労支援の各段階（ステージ）		機 能
第1段階	相 談・誘 導	面談、電話相談、関係課へ誘導
第2段階	情 報 提 供	各種サービスや雇用・就労に関する情報の提供
第3段階	サポートプランの策定 ←	一人ひとりの状況に応じた就労支援計画の策定
第4段階	指 導・助 言	支援計画に沿って課題解決及び就労するためのきめ細やかな指導・助言
第5段階	定 着 支 援	雇用・就労後のフォローアップの適宜実施
第6段階	評 価・検 証	就労支援の評価及び検証

第4章 就労支援事業メニュー

就職困難者がさまざまな就労阻害要因の軽減・解消を図り、雇用・就労に至るために、次のような施策・事業を展開していきます。

1. 「雇用・就労」を地域や関係機関が一体となって支える

◆地域企業ネットワークづくり【産業振興課】【福祉相談支援課】

雇用・就労の場や体験就労の受入先を確保するため、地域企業との連携を図ります。

◆高槻市地域職業相談室（ワークサポートたかつき及びハローワーク茨木マザーズコーナー）との連携【産業振興課】【生活福祉支援課】【福祉相談支援課】 【子ども育成課】

求人情報の提供を受けて、雇用・就労に向けた支援を行います。

◆地域若者サポートステーション等の関係機関との連携【産業振興課】【生活福祉支援課】【福祉相談支援課】

地域若者サポートステーションや障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、ニート・ひきこもりを含む若年者や、障がい者を対象に支援を行います。また、大阪府の就職氷河期世代活躍支援プラットフォームとも連携し、当該世代に対し就職や正社員化に向け包括的な支援を行います。

◆生活保護受給者等就労自立促進事業【ハローワーク茨木】【生活福祉支援課】 【福祉相談支援課】【子ども育成課】

ハローワーク茨木の生活保護受給者等就労支援チーム、生活福祉支援課、福祉相談支援課及び子ども育成課と連携し、対象者の雇用・就労の促進を図ります。

◆生活困窮者自立支援事業【福祉相談支援課】

生活困窮者自立支援事業と就職困難者就労支援相談の一体的な運用を図り、対象者の就労の促進を図ります。

◆被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業【生活福祉支援課】 【福祉相談支援課】

生活保護受給者に対して、稼働能力に応じた就労支援を行い、対象者の就労の促進を図ります。

2. 「雇用・就労」を実現する・させるための能力向上

◆就職困難者の体験就労事業【福祉相談支援課】

就職困難者に対し、就労に必要な知識・技能の習得や職業観の醸成を図るため、企業等の協力を得て体験就労できる機会を提供します。

◆技術・技能の習得・向上【産業振興課】【生活福祉支援課】【福祉相談支援課】

国や大阪府が実施する就労に役立つパソコン講座をはじめとした各種講座に誘導するなど、就職困難者が自らの技術・技能を高めるための機会を提供します。

◆資格取得講座等の受講支援【産業振興課】【生活福祉支援課】【福祉相談支援課】

専門的な職業に就職するために必要な資格を取得するための講座や研修会への参加・受講を公共職業安定所と連携し支援します。

◆就職セミナー【産業振興課】

セミナーを開催し、職業観・就業意識の向上を図ります。

◆就労支援相談員（コーディネーター）の研修【福祉相談支援課】

就労支援相談員（コーディネーター）に必要な資質の向上を図るため、各種研修会等への参加を促します。

◆就労移行支援事業等【障がい福祉課】

就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）をとおして障がい者の一般就労への移行を支援します。

3. 「雇用・就労」の機会・場の確保・創出

◆就職に関する情報の提供【産業振興課】【福祉相談支援課】

ハローワーク茨木や地域の企業と連携し、求人情報やセミナー情報などの収集を行い、就職困難者に提供します。

◆起業創業促進【産業振興課】

地域で新たな事業を立ち上げようとする人々に対して、中小企業診断士等による助言・指導などを行うとともに、起業家の事業創出を支援します。

◆「雇用促進フェア」の開催【産業振興課】

就職困難者に対して、就職面接会や雇用・就労に関する相談会、就職セミナー等を開催し、雇用・就労を支援します。

◆**職場体験の受入促進のための企業・事業者への啓発【産業振興課】**

大阪府をはじめハローワーク茨木・高槻商工会議所など関係機関や関係団体と連携し、企業・事業者の就職困難者の雇用に対する理解促進と機運の醸成を図り、職場体験のより良い環境づくりを行います。

◆**障がい者庁内職場実習【障がい福祉課】**

「働きたい」と希望している障がい児者に対し、市役所で実習を行い、仕事への適正等を見極める機会を提供することにより、自信の向上や就労意欲の高揚を図ります。

4. 「雇用・就労」者の定着支援

◆**就労後のフォローアップ【福祉相談支援課】**

就労支援相談員（コーディネーター）が必要に応じて、就労後も面談や電話連絡等により定着に向けての支援を行います。

◆**就労定着支援【障がい福祉課】**

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

第5章 就労支援事業の推進にあたって

本市は、この「高槻市就職困難者就労支援計画」に基づいて、就職困難者が、就労障害要因の解消・軽減を図り、自らの希望する就労を実現できるよう、国や大阪府をはじめ、関係機関や団体などとの連携・協力のもとに、事業を展開していきます。

また、3ヵ年ごとに実施計画を策定し、「第4章 就労支援事業メニュー」の具体的な取組を整理して進捗管理を行います。

なお、今後、社会構造の変化や雇用環境の大きな変化も予想されることから、事業の推進については、新たな課題などにも柔軟かつ的確に対応するとともに、状況に応じ、見直し・検討を行っていきます。

《P-D-C-A サイクルのイメージ》

高槻市就職困難者就労支援計画

